第１７０回

愛知県市長会議

平成３０年１０月３日（水）

開催市　稲沢市

愛知県市長会

会　議　次　第

会 場　　稲沢市勤労福祉会館

1　開　　会　　午後１時３０分

2　開催市市長あいさつ

3　会長あいさつ

4　来　賓　祝　辞

5　議　長　選　出

6　議　案　審　議

7　協　議　事　項

(1) 東海市長会提出議案について

(2) 平成２９年度決算の承認について

(3) 次回開催市の決定について

8　会　務　報　告

9　そ　の　他

10　閉　　会　　午後３時１０分

（閉会後）

○　視　　察

荻須記念美術館

三菱電機株式会社　稲沢製作所

第１７０回　愛知県市長会議提出議案一覧表

		ページ
第１号議案	犯罪被害者等支援に係る地方公共団体における支援制度の構築及び財源措置について 名古屋ブロック　提出	6
第２号議案	社会保障・税番号制度システムに係る財源措置について 知多ブロック　提出 東三河ブロック　提出	8
第３号議案	住宅用火災警報器の設置促進及び機器更新の周知について 西尾張ブロック　提出	10
第４号議案	子ども医療費助成制度の創設について 西尾張ブロック　提出	12
第５号議案	一般不妊治療費助成事業における補助制度の創設について 西尾張ブロック　提出	14
第６号議案	小児がん治療により免疫を失った場合の予防接種の再接種助成について 西尾張ブロック　提出	16

第７号議案　火葬場建設に対する助成制度の創設について　18
西尾張ブロック　提出

第８号議案　幼児教育の無償化の財政措置について　20
知多ブロック　提出

第９号議案　骨髄等ドナー支援制度の充実について　22
知多ブロック　提出

第10号議案　民間建築物の耐震化の一層の促進について　24
名古屋ブロック　提出

第11号議案　亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について　26
名古屋ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

第12号議案　下水道施設の改築への国費負担の継続について　28
名古屋ブロック　提出
西尾張ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

第13号議案　狭あい道路整備等促進事業（狭あい道路拡幅整備事業）の継続について　30
知多ブロック　提出

第14号議案　衣浦ポートアイランド耐震強化岸壁の早期整備について（南海トラフ地震時における緊急物資輸送拠点の確保）　32
西三河ブロック　提出

第15号議案　鉄道事業者が行う駅整備事業への補助金に対する地方債の借り入れについて　34
西三河ブロック　提出

第16号議案　三河港周辺地域における広域幹線道路網整備の事業進捗と幹線道路の早期整備について　36
東三河ブロック　提出

第17号議案　学校施設の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について　38
西尾張ブロック　提出
東尾張ブロック　提出
東三河ブロック　提出

第18号議案　地方税財政の充実強化について　40
役員会　提出

第１号議案

犯罪被害者等支援に係る地方公共団体における支援制度の構築及び財源措置について

名古屋ブロック　提出

犯罪被害者等支援については、犯罪被害者等基本法に基づき犯罪被害者等基本計画が策定され、国の犯罪被害者等支援施策は大きく進展してきました。同時に、「支援のための体制整備への取組」や「見舞金制度等の導入」など地方公共団体の施策も着実に進展してきています。しかしながら、これらの施策を継続していくには、国による財源支援は欠かせません。

名古屋市においても、平成３０年４月に「名古屋市犯罪被害者等支援条例」を施行し、「総合支援窓口の設置」「経済的・精神的支援」「広報啓発・人材育成」を施策の柱に各種支援事業を行っています。しかし、全国統一の制度とはなっていないため、支援に地域差が出てしまうのが現状であります。また、円滑に支援を行うために都道府県警察等が保有する犯罪被害者等の情報を共有することが望ましいが、現状は全ての地方公共団体との情報共有ができていない状況にあります。

よって、国におかれては、**地方公共団体による見舞金制度等のガイドラインを策定するとともに、地方公共団体が行う犯罪被害者等支援に係る財源措置を講じるよう要望します。**

また、円滑な犯罪被害者等支援を行うため、支援を行う地方公共団体が都道府県警察等と犯罪被害者等の情報を共有し、適切な犯罪被害者等支援が行える制度を創設されるよう要望します。

メ　　モ

第２号議案

社会保障・税番号制度システムに係る財源措置について

知多ブロック　提出
東三河ブロック　提出

行政運営の効率化や国民の利便性の向上、公平な社会を実現する社会保障・税番号制度において、平成２９年１１月から国や各自治体間でデータの相互提供を可能にする情報提供ネットワークシステムの運用が本格的に開始されました。

また、マイナンバーカードの普及促進・利活用に向けた取り組みも進められています。現在、女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実（旧氏の併記）を図るため、各自治体において既存住基システム等の改修が必要となっています。また、今後、情報連携が始まる事務に合わせ、標準レイアウトの改版に伴う対応も必要となります。

改修は、国から示された既存住基システム改造仕様書等に基づき行われ、自治体に機能の取捨選択の余地はなく、また、対象範囲が広いため、改修にかかる経費が高額となっています。

改修にかかる経費は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱に基づき、補助金が交付されており、平成３０年５月１１日付けの総務省事務連絡により、平成３０年度「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」に係る団体規模別の想定事業費が設定されましたが、市町村によっては、その想定事業費では全額国庫負担とはならず、依然として市町村の負担分が大きい状況にあります。また、印鑑登録証明事務に係るシステムも改修を余儀なくされますが、当該事務が条例等にのみ基づいて行う事務であることから補助対象外とされており、市町村は大きな負担を強いられることになります。

よって、国におかれては、**現在自治体に対応が求められている「女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実」をはじめ、国が対応を求めるシステム改修に係る経費については、全額国庫負担とするよう要望します。**

併せて、印鑑登録証明事務に係るシステム改修についても補助対象とするよう要望します。

メ　　モ

第３号議案

住宅用火災警報器の設置促進及び機器更新の周知について

西尾張ブロック　提出

住宅用火災警報器の設置義務化から１０年余が経過し、多くの奏功事例により、焼損面積や死者数が減少し被害の軽減が効果として表れています。しかしながら、未だ多くの住宅で機器が設置されていない状況が見受けられます。また、義務化初期に取り付けた機器は交換時期に差しかかっているため、機器の設置促進と機器更新の周知が喫緊の課題となっています。

犬山市では様々な普及啓発を図っているところでありますが、設置率調査による戸別訪問では、設置の意義や被害軽減の効果及び奏功事例、機器の更新の必要性などは、まだまだ住民に浸透しておらず、普及啓発活動の一層の推進が必要と感じています。

各市町村や組合消防による普及啓発活動の推進は勿論のことでありますが、マスメディアを利用したＣＭ放送や、住宅用火災警報器製造業者、大手家電量販店等への協力依頼などの取組は、普及啓発活動には効果が大きいものと予想されます。

よって、国におかれては、**住宅用火災警報器の設置促進及び機器更新の周知を図るため、マスメディアを利用した普及啓発の取組や、住宅用火災警報器を取り扱う関連業者等への協力依頼などの取組を推進するよう要望します。**

メ　　モ

第４号議案

子ども医療費助成制度の創設について

西尾張ブロック　提出

子ども医療については、全国的に見ても都道府県によってばらつきがあり、県内においても、県の補助制度をベースに各市町村が上乗せする形で助成を行っています。

市町村の財政事情が、医療費助成制度の違いにつながり、そのことが、子どもを生み育てる世代の居住地選択に大きく影響しています。県内自治体においても、子ども医療費助成を競うように対象年齢の引き上げを行っており、市町村にとって上乗せ助成による財政的負担は非常に大きく、市町村間で大きな格差が生じていています。

よって、国におかれては、**どの地域においても、同様の負担で同様の水準の子ども医療が受けられるよう、国の責任において、義務教育終了時までの全国一律の子ども医療費助成制度を創設するよう要望します。**

メ　　モ

第５号議案

一般不妊治療費助成事業における補助制度の創設について

西尾張ブロック　提出

愛知県では国が平成１６年度から実施している特定不妊治療費への助成を行うとともに、不妊治療費への助成を拡充するため、平成１９年７月から市町村が行う一般不妊治療費助成事業に係る経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費について補助金を交付しています。

この補助金交付の対象として知事が認める経費は、年齢、所得、治療内容等において限定されていることで、助成を受けられる者が限られ、対象者の経済負担が大きくなっています。

このように、現在、特定不妊治療費については国から県への助成がある一方、一般不妊治療費については県から市への助成はあるものの、国からの助成制度はありません。

不妊治療はタイミング法、排卵誘発法、人工授精、そして体外受精などがあり順番にステップアップして行われることが多く、それに伴いかかる費用が高額となります。また、妊娠を希望する場合、必要な治療を的確なタイミングで受ける必要がありますが、年齢が上がるほど妊娠の確率が下がります。

不妊治療に対する助成事業は、少子化対策に資する事業のひとつでもあります。

よって、国におかれては、**不妊に悩む夫婦に対する経済的な負担軽減を図るため、一般不妊治療費助成事業における補助制度を創設するよう要望します。**

メ　　モ

第６号議案

小児がん治療により免疫を失った場合の予防接種の再接種助成について

西尾張ブロック　提出

小児の白血病等小児がんの治療では、造血細胞移植等を行った場合、移植前に得られた免疫が低下もしくは消失し、感染症に罹患する可能性が高くなることがあります。このため、感染症の発生予防や症状の軽減が期待できる場合は、予防接種の実施が推奨されています。

一部の市町村では費用補助助成で対応しておりますが、多くは保護者が負担している状況であり、経済的に負担がかかっております。

よって、国におかれては、**小児がんの骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された場合の再度の予防接種費用を小児慢性特定疾病医療費として助成するよう要望します。**

メ　　モ

第７号議案

火葬場建設に対する助成制度の創設について

西尾張ブロック　提出

火葬場建設費は地方財政にとって大きな負担であり、事業実施が困難になっている自治体もあります。また、現在、全国に設置されている火葬場の過半数が、老朽化により更新が必要な状況でもあります。施設の更新の場合も、無臭・無煙という衛生面の対応が必要で、省エネルギーにも配慮した近代的で多くの機能を有する施設とすることが求められており、さらに、最期を送る場にふさわしい施設とすることなど、利用者等から多くの要望が寄せられているところであります。

今後、高齢化が急速に進展し、財政事情の厳しい中、新技術の導入が求められ、住民のニーズに応えるべき施設更新が急務であり、そのためには多額の建設費に対する負担軽減措置が必要であります。

しかしながら、地域に必要不可欠である上下水道、ごみ処理施設等の生活環境施設には国庫補助等の施策が講じられているにも関わらず、同様に必要とされる火葬場については国庫補助制度の適用外となっています。

よって、国におかれては、**火葬場施設整備に対する補助制度を創設するよう要望します。**

また、この補助制度は、一部事務組合においても利用できるものとするよう要望します。

メ　　モ

第８号議案

幼児教育の無償化の財政措置について

知多ブロック　提出

国は、新しい経済政策パッケージにおける「幼児教育の無償化」の実施について、認可、認可外を問わず、３歳から５歳までの全ての子供及び０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子供について、２０１９年１０月からの全面的な無償化措置の実施を目指すことを、「経済財政運営と改革の基本方針２０１８について」において、平成３０年６月１５日に閣議決定しております。

現行制度では、公立幼稚園、保育所、認定こども園の費用は全額市町村負担（平成１６年度から三位一体改革により、国・都道府県負担分が一般財源化）であり、私立幼稚園、保育所、認定こども園の費用は原則国１／２、都道府県、市町村がそれぞれ１／４の負担となっていますが、現段階では、無償化に対する国から具体的な制度設計は示されていません。

無償化実施に当たっては、市町村に過度の負担を強いることなく、国をはじめとする社会全体で支えていくことで推進すべきものであります。

よって、国におかれては、**地方自治体の財政運営や待機児童対策に支障を来たすことがないよう、必要な財政措置を講じることを要望します。**

メ　　モ

第９号議案

骨髄等ドナー支援制度の充実について

知多ブロック　提出

骨髄及び末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の移植は、白血病等の難治性血液疾患の有効な治療法でありますが、ドナー及び患者間で白血球の型(ＨＬＡ型)が一致する必要があり、非血縁者間では数百から数万分の１の確率でしか一致しません。

そのため、骨髄等提供の推進には、ドナー登録人数を増やすことが必要であるとともに、ＨＬＡ型が一致した場合には、移植に関するドナーの同意がスムーズに得られ、骨髄等の提供に至ることが重要であります。

ドナーは、骨髄等の提供にあたり、入院や通院のために約１週間の休業が必要となります。そのため、医学的な理由ではなく、「仕事が休めない」「都合がつかない」等の理由から、移植に関するドナーの同意が得られず、骨髄等の提供に至らないケースが生じています。

こうした現状を改善するため、官公庁や一部の企業ではドナー休暇制度を導入しています。

また、一部の自治体ではドナーに対する助成制度を導入するなどして、ドナーの負担軽減や支援に取り組んでいます。

しかし、骨髄バンク事業は、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」に基づいて、全国的に実施される事業であることから、骨髄移植を推進するためには、国全体で統一された制度とし、普及拡大していく必要があると考えます。

よって、国におかれては、**骨髄及び末梢血幹細胞のドナー登録及び提供の推進のため、事業所におけるドナー休暇制度導入を推進するよう要望します。**

また、ドナーの通院や入院等に伴う休業に対する経済的補償制度を創設するよう要望します。

メ　　モ

第１０号議案

民間建築物の耐震化の一層の促進について

名古屋ブロック　提出

名古屋市では、国や愛知県と同様に平成３２年度までに住宅などの耐震化率を９５％とする目標を掲げて耐震化の促進に取り組んでいます。

住宅の耐震化について、国は平成３０年４月から「住宅耐震化に係る総合支援メニュー」を導入し、補助率等の引き上げが図られたところでありますが、マンションは対象外とされています。

耐震診断の結果報告が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物については、診断実施後に、耐震改修設計や工事に取り組んでいただきたいと考えています。その際には、本市補助金とともに、国の耐震対策緊急促進事業による上乗せ補助が大きなインセンティブとなりますが、その適用期限が平成３１年３月３１日までとなっています。

よって、国におかれては、**住宅などの耐震化の促進に必要な財源の安定的な確保とともに、マンションを対象とした補助制度の見直しを図るよう要望します。**

また、耐震診断の結果報告が義務付けられた建築物の耐震化を促進するため、国の上乗せ補助制度である耐震対策緊急促進事業の適用期限のさらなる延長を図るよう要望します。

メ　　モ

第１１号議案

亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について

名古屋ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

我が国では、戦前から戦後にかけて亜炭の採掘がさかんに行われ、なかでも東海地方は、最大の亜炭の産地でありました。愛知県内においても名古屋市、瀬戸市、春日井市、豊田市、犬山市、小牧市、尾張旭市、日進市及び長久手市には、採掘跡（亜炭廃坑）が広範囲に残されています。

これらの地域は採掘当時と比べて市街化が進み、人口密集地域になっているところも多くあることから、事前対策を行わずに放置しておけば、岐阜県御嵩町のような大規模な陥没事故が発生するおそれが大きくなります。現実に、家屋の庭先など人的被害に繋がりかねない場所で陥没が度々発生しています。陥没が発生するたびに事後の復旧工事が行われてきましたが、民家等に被害があってからの対応では手遅れであり、陥没があった地域やその周辺地域の住民が安心して暮らせません。

また、南海トラフ巨大地震を想定した対策として、さらには、将来、リニア中央新幹線の整備においてルート上に亜炭廃坑が存在する可能性が大きいため、安全な開発・まちづくりを進める観点からも、亜炭廃坑処理を迅速に行うことが必要です。

よって、国におかれては、**亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度の創設を要望します。**

また、ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進に当たっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見からの積極的な参画をあわせて要望します。

メ　　モ

第１２号議案

下水道施設の改築への国費負担の継続について

名古屋ブロック　提出
西尾張ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

下水道は、地域から速やかに汚水を排除することによって公衆衛生を向上させるとともに、汚水を浄化・放流することによって公共用水域の水質を保全するなど、極めて公共性の高い社会資本であります。

古くから下水道を整備してきた市町村では、供用開始から５０年を経過するなど耐用年数を迎える下水道施設の増加が見込まれ、今後、下水道施設の老朽化対策や維持管理費が増大していくことが懸念されます。また、管渠の老朽化とともに、一部の市町村ではハイセラミック管の損傷も見受けられ、道路陥没の発生が危惧されています。

このような中、平成２９年度の財政制度等審議会において下水道事業は受益者負担の観点から、汚水に係る下水道施設の改築について排出者が負担すべきとの考えが示され、これを受けて国土交通省では、平成３０年度の社会資本整備総合交付金等の重点配分の対象を未普及解消と雨水対策とし、老朽化施設の改築更新事業は重点配分の対象外となりました。

今後、下水道施設の改築更新需要が増加していく中、改築に係る支援が縮小されると、下水道使用料の大幅な引き上げが必要となり、市民生活や社会経済活動等に大きな影響が出ることは避けられません。

よって、国におかれては、**公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割を鑑み、下水道施設の改築への国庫負担（社会資本整備総合交付金等）を確実に継続するよう要望します。**

メ　　モ

第１３号議案

狭あい道路整備等促進事業（狭あい道路拡幅整備事業）の継続について

知多ブロック　提出

狭あい道路を解消することは、生活道路の安全な通行確保や、消防車・救急車等の緊急車両の通行確保、火災延焼の防止等を行うことで、安心・安全なまちの形成を図るため、重要な課題であります。

半田市が行っている後退用地事業につきましては、国の狭あい道路整備等促進事業（狭あい道路拡幅整備事業）を活用し、４メートル未満の道路の用地取得、整備を進め、狭あい道路の解消に努めているところです。

このため、当該事業が打ち切られることとなれば、現在行っている事業の進捗に遅れが生じ、良好な市街地形成の推進に支障をきたすことになります。

よって、国におかれては、**平成３０年度末終了予定の狭あい道路整備等促進事業（狭あい道路拡幅整備事業）を継続するよう要望します。**

メ　　モ

第１４号議案

衣浦ポートアイランド耐震強化岸壁の早期整備について（南海トラフ地震時における緊急物資輸送拠点の確保）

西三河ブロック　提出

衣浦港は「ものづくり愛知」を支える西三河地域の拠点港湾であり、中部圏のエネルギー供給拠点として重要な役割を果たすとともに、今後も新たな企業立地等による取扱貨物量の増加が想定されています。また、大規模地震時においては、緊急物資等の海上輸送拠点として重要な役割を担うことになります。

愛知県が平成２８年３月に策定した“南海トラフ地震における愛知県広域受援計画”では、衣浦港に３箇所ある耐震強化岸壁は海上輸送拠点に位置づけられており、知多・西三河地域へ緊急物資等を供給するため、第１次緊急輸送道路でつながっています。更に、“衣浦港ＢＣＰ”では、緊急物資輸送終了後の耐震強化岸壁は、衣浦港全体の物流機能の早期回復及び地域産業の事業継続のための拠点として位置づけされており、災害時でも本地域の経済活動が停滞することのないよう、衣浦港の港湾物流機能を維持していくために重要な施設とされています。

現在、衣浦港の背後圏人口から算出する耐震強化岸壁は不足しており、平成２６年に改訂した衣浦港港湾計画では外港地区の衣浦ポートアイランドに水深１２ｍ延長２８０ｍの耐震強化岸壁の整備が位置づけられました。

よって、国におかれては、**南海トラフ地震等の大規模災害時における緊急物資の海上輸送拠点及び災害後の地域産業の事業継続の拠点確保のため、衣浦港外港地区（衣浦ポートアイランド）における、水深１２ｍ延長２８０ｍの耐震強化岸壁を早期に整備するよう要望します。**

メ　　モ

第１５号議案

鉄道事業者が行う駅整備事業への補助金に対する地方債の借り入れについて

西三河ブロック　提出

刈谷市では、ＪＲ刈谷駅の利用者の安全性や利便性の向上のため、ホームの拡幅やホームドア設置などの事業を進めていますが、駅整備事業の財源確保が課題となっています。

しかしながら、ＪＲ（鉄道事業者）が地方財政法第５条第５号に規定する「公共的団体」に該当しないため、地方債の借入れができず、また、駅整備事業における市負担分に対する国・県からの財政措置もない状況であります。

よって、国におかれては、**鉄道駅が各自治体の重要な都市基盤であり、公共性が高いことから、駅整備事業の財源として、地方債の借り入れを可能とする法整備をするよう要望します。**

メ　　モ

第１６号議案

三河港周辺地域における広域幹線道路網整備の事業進捗と幹線道路の早期整備について

東三河ブロック　提出

三河港は、自動車の輸入は金額でも台数でも国内１位、輸出は２位で、国内外の自動車メーカーの輸出入のハブ港として世界有数の自動車港湾に成長しております。また、コンテナターミナルを有する総合港湾として発展を続けていますが、高速道路へのアクセスが脆弱で、高いポテンシャルを生かしきれていません。

また、南海トラフ地震による甚大な被害が予想される当地域は、救急医療施設へのアクセス強化など、防災・救急体制を支える交通網の構築が喫緊の課題です。

東三河地域の総合的発展には、産業や暮らしを支える社会基盤である広域幹線道路網や主要幹線道路の整備が、まだまだ不十分な状況です。

名豊道路は、蒲郡バイパス東部区間が未開通のため、前芝ＩＣの下り線側では最長約１km、蒲郡ＩＣへのアクセス道路では最長約３kmにわたる渋滞が発生しております。浜松三ヶ日・豊橋道路は、国により道路調査が進められておりますが、当地域は高速道路へのアクセスの脆弱性など課題を抱えており、事業化へ向けた調査を速やかに進める必要があります。臨港道路東三河臨海線は、港湾関係車両の円滑な交通を確保し、三河港周辺道路への更なる負荷の抑制に繋がる重要な道路として港湾計画に位置付けられており、三河港の活性化に直結するものであります。

よって、国におかれては、**名豊道路は未開通区間の早期完成と暫定２車線区間の４車線化を図るとともに、重要物流道路として指定するよう要望します。また、浜松三ヶ日・豊橋道路は、事業化に向けて計画段階評価を進めるための調査を進捗し早期実現を図るとともに、重要物流道路として指定することを要望します。併せて、臨港道路東三河臨海線は、三河港内における物流の定時性や速達性を確保し生産性を向上するため、早期に整備を図ることを要望します。**

メ　　モ

第１７号議案

学校施設の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について

西尾張ブロック　提出
東尾張ブロック　提出
東三河ブロック　提出

小中学校普通教室等への空調設備は、地球温暖化に伴う昨今の猛暑により、早急な整備が必要であります。また、児童生徒の生活習慣の変化により、トイレの洋式化も急務になっています。さらに、学校施設の老朽化に伴う大規模改造工事や危険建物の改築、長寿命化改良工事などによる学習環境の改善が求められています。しかし、これらの工事を実施するには莫大な費用が必要となり、国の「学校施設環境改善交付金」の補助率３分の１、現在の補助単価で、早期かつ一律的に実施していくことが困難な状況であります。止むを得ず屋上や外壁等の部位別の改修で急場を凌いだ場合、学校施設環境改善交付金の基準を満たさず、対象とされません。

また、学校施設を改修する場合、夏季休暇等の長期休暇を工期とするなど、学校運営を続けながら工事を進める必要があるにも関わらず、学校施設環境改善交付金を始めとした文部科学省の各年度予算は、一般会計の当初予算額の規模が抑えられ、補正予算を中心に事業採択がされる傾向が続いています。一般会計当初予算で事業採択されなかった場合、財源の見直しや事業の先送りなどをせざるを得ず、必要な事業を計画的に進めていくことが困難であります。

よって、国におかれては、**小中学校の空調設備設置やトイレ改修、老朽化対策等に伴う大規模改造事業や危険改築事業、長寿命化改良事業について、継続的かつ確実な財源を確保するとともに、実情に即した補助単価の引上げ、屋上や外壁等の部位別改修を補助対象とする学校施設環境改善交付金の対象事業の拡大など国庫支援制度を拡充するよう要望します。**

また、地方財政の健全化のためにも、各年度の一般会計当初予算額の規模を十分に引き上げた上、当初予算中心の交付金採択を進めるよう要望します。

メ　　モ

第１８号議案

地方税財政の充実強化について

役員会　提出

各市は、喫緊の課題である少子高齢化対策を始め、南海トラフ地震等に備えた防災・減災対策、教育・子育てなど地域を支える人材の育成、中小企業や商店街の振興など、市民の福祉向上と地域の活性化を図るための様々な施策・事業を推進しています。昨今の厳しい財政状況のもと、今後も、市民のニーズと地域の実情を踏まえた取組を着実に実施していくためには、税財政基盤の充実が不可欠であります。

そうした中、平成３０年度の政府予算及び地方財政対策において、地方の一般財源総額について前年度を上回る６２．１兆円が確保されたこと、骨太の方針２０１８に２０１８年度と同水準の地方一般財源総額を確保するとの指針が盛り込まれたことなどは評価できるところであります。一方で、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論があることは、容認できないところであります。

また、平成３０年度与党税制改正大綱を踏まえ、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置の検討が進められるところでありますが、法人住民税を地方自治体間の税源偏在の財源とすることは地方分権改革の流れに逆行し、かつ、地方の財源不足という根本的な問題の解決にはなりません。

よって、国におかれては、**今後とも各市が増大する行政需要に的確に対応できるよう、引き続き地方の一般財源の総額を確保するとともに、地方交付税については、法定率の引き上げを含めた抜本的な改革により、総額を確保するよう要望します。**

また、地方法人課税の見直しについては、地方税の受益と負担の基本的な原則等をしっかりと踏まえた議論を行い、全ての自治体の財政運営等に悪影響が生じないよう、適切な措置を講じるよう要望します。

メ　　モ

協　議　事　項

(1) 東海市長会提出議案について

(2) 平成２９年度決算の承認について

(3) 次回開催市の決定について

第１７０回 愛知県市長会議出席者名簿（敬称略）

来　　賓

愛　知　県

知　　事	大　村　秀　章
副　知　事	森　岡　仙　太
総　務　部　長	長　谷　川　　洋
市町村課長	杉　江　章　雄

稲　沢　市

稲沢市議会議長	長　屋　宗　正

市名	職名	氏名	市名	職名	氏名
名古屋市	市長	河村たかし	稲沢市	市長	加藤錠司郎
豊橋市	市長	佐原光一	新城市	市長	穂積亮次
岡崎市	市長	内田康宏	東海市	市長	鈴木淳雄
一宮市	市長	中野正康	大府市	市長	岡村秀人
瀬戸市	市長	伊藤保徳	知多市	市長	宮島壽男
半田市	市長	榊原純夫	知立市	市長	林　郁夫
春日井市	市長	伊藤　太	尾張旭市	市長	水野義則
豊川市	市長	山脇　実	高浜市	市長	吉岡初浩
津島市	市長	日比一昭	岩倉市	市長	久保田桂朗
碧南市	市長	禰冝田政信	豊明市	市長	小浮正典
刈谷市	市長	竹中良則	日進市	市長	萩野幸三
豊田市	市長	太田稔彦	田原市	市長	山下政良
安城市	市長	神谷　学	愛西市	市長	日永貴章
西尾市	市長	中村　健	清須市	市長	永田純夫
蒲郡市	市長	稲葉正吉	北名古屋市	市長	長瀬　保
犬山市	市長	山田拓郎	弥富市	市長	服部彰文
常滑市	市長	片岡憲彦	みよし市	市長	小野田賢治
江南市	市長	澤田和延	あま市	市長	村上浩司
小牧市	市長	山下史守朗	長久手市	市長	吉田一平

開催市（稲沢市）　副市長　眞野宏男

愛知県市長会事務局　事務局長　加藤正人

愛知県市長会議開催一覧表

（平成１５年春以降）

回数	開催年月日	開催市	会場
１３９	平成15年 5月 8日	知多市	知多市勤労文化会館
１４０	平成15年10月 2日	尾張旭市	尾張旭市渋川福祉センター
１４１	平成16年 5月 7日	知立市	知立セントピアホテル
１４２	平成16年10月 6日	高浜市	㈱豊田自動織機 高浜工場
１４３	平成17年 4月20日	岩倉市	岩倉市総合体育文化センター
１４４	平成17年10月 4日	豊明市	ザ・グランドティアラ豊明
１４５	平成18年 4月25日	日進市	愛知学院大学　学院会館
１４６	平成18年10月 5日	田原市	伊良湖ビューホテル
１４７	平成19年 5月14日	愛西市	愛西市親水公園総合体育館
１４８	平成19年10月 3日	清須市	キリンビール㈱ 名古屋工場
１４９	平成20年 4月22日	北名古屋市	北名古屋市健康ドーム
１５０	平成20年10月 2日	弥富市	弥富市総合社会教育センター
１５１	平成21年 4月21日	豊橋市	ホテル日航豊橋
１５２	平成21年10月16日	名古屋市	名古屋マリオットアソシアホテル
１５３	平成22年 4月28日	岡崎市	岡崎市図書館交流プラザ Libra
１５４	平成22年10月 5日	一宮市	アイプラザ一宮
１５５	平成23年 5月10日	瀬戸市	瀬戸蔵
１５６	平成23年10月14日	半田市	半田市福祉文化会館
１５７	平成24年 4月24日	春日井市	ホテルプラザ勝川
１５８	平成24年10月 3日	豊川市	豊川市市民プラザ
１５９	平成25年 4月25日	津島市	津島市生涯学習センター
１６０	平成25年10月 3日	碧南市	衣浦グランドホテル
１６１	平成26年 4月24日	刈谷市	刈谷市総合文化センター
１６２	平成26年10月 2日	豊田市	名鉄トヨタホテル
１６３	平成27年 5月12日	安城市	ホテルグランドティアラ安城
１６４	平成27年10月 1日	西尾市	三河湾リゾートリンクス
１６５	平成28年 4月21日	蒲郡市	ホテル竹島
１６６	平成28年10月5日	犬山市	名鉄犬山ホテル
１６７	平成29年4月21日	常滑市	第２セントレアビル
１６８	平成29年10月3日	江南市	すいとぴあ江南
１６９	平成30年4月27日	小牧市	小牧コミュニティホール

（注）第１３８回以前については省略。

愛知県市長会会則

（名　　称）
第１条　この会は、愛知県市長会（以下「市長会」という。）という。
（組　　織）
第２条　市長会は、愛知県下の各市をもって組織する。
（目　　的）
第３条　市長会は、県下各市相互の連携を密にし、行政全般につき調査研究を行い、市政の円滑なる運営を期することを目的とする。
（事　　業）
第４条　市長会は、次の各号に掲げる事業を行う。
(1)　行政全般の調査研究
(2)　行政全般に関する統計
(3)　市長会が主催する各種会議の運営
(4)　その他市長会の目的を達成するため必要な事項
（事　務　所）
第５条　市長会の事務所は、名古屋市中区三の丸二丁目３番２号愛知県自治センター内に置く。
（役　　員）
第６条　市長会に次の各号に掲げる役員を置き、市長会を組織する市の市長（以下「市長」という。）をもって充てる。
(1)　名誉会長　　１名
(2)　会　　長　　１名
(3)　副 会 長　　２名
(4)　理　　事　　（名誉会長、会長及び副会長を含む。）９名
(5)　監　　事　　２名
（役員選出及び任期）
第６条の２　前条の役員は、総会において選出し、その任期は１年とする。
２　監事を除く役員のブロック別選出基準は、別表のとおりとする。
（会長及び副会長）
第７条　会長は、市長会の会務を総理し、市長会を代表する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（理　　事）
第８条　理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
（監　　事）
第９条　監事は、毎会計年度少なくとも１回以上日を定めて、市長会の会計事務を監査しなければならない。

（顧　　問）
第10条　市長会に顧問を置くことができる。
2　顧問は、総会において推せんするものとする。
3　顧問は、理事会及び総会において意見を述べることができる。
（参　　与）
第11条　市長会に参与を置くことができる。
2　参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
3　参与は、市長会の重要な事項につき諮問に応ずるものとする。
（常任幹事及び幹事）
第12条　市長会に常任幹事及び幹事を置き、その任期は１年とする。
2　幹事は、市長の指名する部長又は課長をもって充てる。
3　常任幹事は、幹事の互選による。
4　常任幹事及び幹事は、市長会の円滑な運営を図るため、連絡協議するものとする。
（総　　会）
第13条　通常総会は、年２回開催する。
2　会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
3　総会には、市長が出席するものとする。
4　総会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1)　会則の変更に関すること。
(2)　事業計画、予算及び決算に関すること。
(3)　その他市長会の重要な事項に関すること。
（理　事　会）
第13条の２　理事会は、理事をもって構成する。
2　理事会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1)　総会の議決した事項の執行に関すること。
(2)　総会に付議すべき事項
(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（事　務　局）
第14条　市長会に事務局を置く。
2　事務局に、事務局長１名及び書記若干名を置く。
3　事務局長は、会長の命を受け、その事務を処理する。
4　書記は、事務局長の命を受け、その事務に従事する。
5　事務局の組織、職員定数、職務分掌、勤務条件、その他の必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
（会議の招集）
第15条　会議は、必要のつど会長が招集する。
2　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（会　　計）
第16条　市長会の会計年度は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。
２　市長会の経費は、市長会を組織する市の負担金、寄付金、その他収入をもって支弁する。
（委　　任）
第17条　この会則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附　則
１　この会則は、昭和３６年８月１日から施行する。
２　削　除
３　市長会は、この会則施行の日における愛知県市長会及び愛知県都市協議会の事業並びに権利及び義務を承継する。

（昭和３８年１月１日から平成７年５月２日までの附則　略）

附　則
この会則は、平成１０年４月２４日から施行する。
附　則
この会則は、平成１６年５月７日から施行する。
附　則
この会則は、平成１７年４月２０日から施行する。
附　則
この会則は、平成１７年１０月４日から施行する。
ただし、北名古屋市については、同市の設置の効力が生じる日から施行する。
附　則
この会則は、平成１８年４月２５日から施行する。
附　則
この会則は、平成２２年４月２８日から施行する。
附　則
この会則は、平成２４年１月４日から施行する。

別　表

ブロック別役員選出基準

ブロック名	基準数（監事を除く）	構成市数	構成市
名古屋	1	1	名古屋市
西尾張	2	9	一宮市・津島市・犬山市・江南市・稲沢市・岩倉市・愛西市・弥富市・あま市
東尾張	2	9	瀬戸市・春日井市・小牧市・尾張旭市・豊明市・日進市・清須市・北名古屋市・長久手市
知多	1	5	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市
西三河	2	9	岡崎市・碧南市・刈谷市・豊田市・蒲郡市・西尾市・知立市・高浜市・みよし市
東三河	1	5	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市
計	9	38	

基準数の算定基礎は、次のとおりとする。

5　市　ま　で　　1

6市から10市まで　　2